

令和6年度みえジビエ利活用促進事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和6年度みえジビエ利活用促進事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

県では、県内で捕獲された野生の鹿肉を安全で高品質なみえジビエとして安定的に供給するため、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」（以下「マニュアル」）を策定するとともに、みえジビエフードシステム登録制度（以下「登録制度」）を制定し、登録事業者が扱うみえジビエの消費拡大を進めている。

近年、その栄養価の高さなどにより、ジビエに対する消費者の関心が高まってきている中、みえジビエを安定的に供給していくための体制を構築するとともに、消費者の認知度をさらに向上させ、より一層、みえジビエのブランド構築を図っていく必要がある。

そこで、捕獲や解体処理等の技術を持つ人材の育成、狩猟捕獲業務を行うことで、みえジビエの安定的な供給につなげるとともに、消費者や県内外の事業者へ向けた啓発活動・PR活動を行い、みえジビエの認知度向上と消費拡大に取り組む。

4 契約期間

契約日から令和7年3月19日（水）

5 委託業務の内容

みえジビエの安定的な供給体制の構築に向けた以下（1）及び（2）の活動に取り組むとともに、みえジビエに対する消費者や実需者の認知度向上と消費拡大に向けた以下（3）から（5）を体系的に実施すること。具体的な方法については、受託者からの提案のうえ、県と協議して決めるものとする。

（1）みえジビエ供給体制強化に向けた捕獲等を行う人材の育成

マニュアルに基づき個体の捕獲等を行う人材の育成を図るため、以下のとおり研修会を実施すること（開催回数：1回以上）。

ア マニュアルに基づく捕獲から解体処理施設への搬入までの方法だけでなく、衛生管理の考え方や捕獲から解体処理施設への搬入までの取り扱いが、肉の安全性および品質におよぼす影響を学ぶ内容とすること。

イ 対面を基本とし、実演などにより理解しやすいよう工夫すること。

ウ オンラインで開催する場合は、県と協議のうえ、開催方法等を決定すること。

エ 研修会への参加人数を確保できるよう工夫すること。

(2) みえジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲業務

みえジビエとして利活用できる個体を安定的に確保するため、ハンターを対象に、以下のとおり野生シカの捕獲搬入にかかる業務を実施すること

- ア 対象獣種は、県内で捕獲された野生のシカとする。ただし、みえジビエハンターが捕獲した個体で、同解体処理施設に同一者が搬入した2頭目から事業対象とする。
- イ 個体を搬入する解体処理施設は、みえジビエ登録施設とし、みえジビエハンターに対して当事業の周知を行うこと
- ウ 捕獲業務は、120頭分を確保するものとする。業務契約委託額は、一頭当たり9,000円（税および事務手数料込）とする。事業実施の頭数が増減する場合には、予算範囲内で実績に応じた額に業務委託契約額を変更することとし、このことを事前にハンター等関係者に周知すること
- エ 市町から有害鳥獣捕獲報奨金が交付されている個体は上記ウの対象外とする
- オ 捕獲された野生のシカを特定するため、個体番号、写真等による捕獲記録簿を作成すること
- カ 本業務の実施にあたっては、事前に県と協議すること

(3) 販路拡大に向けた営業活動

みえジビエの販路拡大に向けて、飲食店、アウトドア施設等への営業活動を実施し、取引先の開拓、取引量の増大を図ること。

- ア 県内外の飲食店等に加え、アウトドア業界など社会情勢を踏まえて新たな分野への営業活動を行うこと（接触する実需者：50者以上）
- イ 営業活動は、個別訪問や展示会への出展などとし、県と協議のうえ、訪問先や取組方法等を決定すること
- ウ 営業活動は、商品の紹介だけでなく、みえジビエの特長や登録制度を紹介する等、工夫して取り組むこと
- エ 営業先へは、積極的にみえジビエ商品のサンプルを提供し、取引機会の増大を図るとともに、県がプロモーションをかける場合についても一定量の協力を行うこと
- オ 大都市圏で開催される大規模食品見本市（スーパーマーケット・トレードショー、国際ホテル・レストラン・ショー、FOODEX JAPAN等）に1回以上出展し、みえジビエのプロモーション（試食等）を行うこと
- カ 営業活動内容は、常時、県に共有すること
- キ 営業活動において、営業先がみえジビエとあわせて他の県産食材を求めている場合等は、必要に応じて県と対応すること
- ク 取引先における、みえジビエの活用方法（使用部位、料理メニューなど）や要望等を把握し、取りまとめること

(4) 商品開発・改良

- ア みえジビエ鹿肉を活用し、ジビエの特長を生かした食用商品を、1商品以上開発すること。
- イ 開発する商品は、既存商品の改良も可とする。

- ウ 使用禁止部位の活用は行わないなど、マニュアルを遵守したものであること。
- エ 商品の開発にあたっては、県等の試食機会を設け、それぞれから意見を聴取すること。

(5) みえジビエの普及啓発

- ア 児童向けの料理教室や子ども食堂、児童館等での PR・体験イベントなど、みえジビエを身近な食材として認識できるようなイベントを、各 1 回以上、受託者が企画提案して実施すること
- イ 講師を依頼する場合は、できる限り「みえジビエフードシステム登録制度」の登録者から選定するものとし、それ以外の者を起用する場合は、県と協議すること
- ウ イベントはオンラインでの開催も可とするが、事前に県と協議するとともに、多くの消費者が参加できるように工夫すること
- エ 具体的な開催方法等については、事前に県と協議すること

6 委託業務の留意事項

- (1) 本業務のうち、5の(1)及び(2)については、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を、5の(3)から(5)については農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して事業を実施するため、各交付金の実施要綱、要領等及び関係法令、規則等を遵守するとともに、経費の明確な区分を行うこと。
- (2) 本業務の実施においては、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」及び「みえジビエフードシステム登録制度実施要領」を参考にすること。
- (3) 5の(2)について、狩猟時期での事業実施とするため、令和6年11月1日(金)から令和7年3月14日(金)までの間に、狩猟で捕獲された個体を対象とすること。
- (4) 機器(パソコン等)のリース、購入は認めない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (6) 本業務を実施するうえで変更事項が生じた場合には、県と協議し、必要に応じて当仕様書及び業務委託契約額等を変更することとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、委託費以上の経費が発生した場合は受託者が負担するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたっては、県及び必要な関係機関と十分な調整を行うこと。
- (9) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。

7 関係書類の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、本業務の執行責任者選任届及び事業実施計画書(任意様式)を作成し、県に提出すること。
- (2) 受託者は、5の(1)及び(2)の業務について、当月分の進捗(実績報告・任意様式)を月次報告としてまとめ、翌月5日までに県に提出すること。ただし3月分については、(3)に定める実績報告書等に代えるものとする。

(3) 受託者は、業務完了後速やかに、以下の書類を県に提出すること。その際、5の(1)及び(2)の業務と、5の(3)から(5)の業務について、それぞれ分けて作成すること。

- ・以下の内容を含む実施報告書：紙媒体2部及び電子媒体（USBメモリ）1式
 - ア 委託業務として実施した内容及び実績を含む報告書（実施状況写真含む）
 - イ アに付随する書類、資料の写し：1部
- ・委託事業の支出内訳表：1部
- ・収支精算報告書：1部（委託の支払い内訳がすべて分かるもの）
- ・その他、県が求める書類
- ・委託業務完了届：1部

8 関係書類等の整備

本業務5の(1)及び(2)と、5の(3)から(5)の業務について、以下の関係帳簿等をそれぞれ整備し、業務終了後、5年間は保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・消耗品費、使用料、人件費等の会計処理関係書類（見積書、請求書、納品書、領収書、振込依頼書等）
- ・受託事業従事者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
- ・狩猟捕獲狩猟者名簿、支払い関係書類の整備（5の(1)及び(2)のみ）
- ・その他、県が必要とする書類等

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、同要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。